

選挙公営の手引

(自動車・ビラ・ポスター)

令和7年10月5日執行予定

佐川町議会議員選挙・佐川町長選挙資料

佐川町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、佐川町議会議員選挙・佐川町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の選挙公営（公費負担）を受ける場合の手続きについて記述したものです。

なお、この手引では法令等の用語について、次のように略語を使用しておりますので、ご注意ください。

（凡 例）

法　：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

条例：佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙公営に関する条例（令和 3 年佐川町条例第 16 号）

規程：佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙公営に関する規程（令和 3 年佐川町選挙管理委員会規程第 7 号）

目 次

1 選挙公営（公費負担）制度とは	1
2 選挙公営の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 諸手続	4
【1】契約締結と契約届出	4
【2】確認申請	4
【3】使用証明書・作成証明書の交付	5
【4】費用の請求	5
【5】事前審査・各種届出書類の提出日	6
【6】その他	6
●選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）の諸手続について	7
●選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）の諸手続について	9
●選挙運動用自動車の使用（燃料代）の諸手続について	11
●選挙運動用自動車の使用（運転手）の諸手続について	13
●選挙運動用ビラの作成の諸手続について	15
●選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	17
《参考資料》	
選挙運動費用の公費負担制度（選挙公営）Q&A	19
各種様式（記載例）	32
(1) 選挙運動用自動車関係	34
(2) 選挙運動用ビラ関係	54
(3) 選挙運動用ポスター関係	61